

番号	項目	考え方	基準
1	利用料金の支払方法	<p>区の支払いは、原則、事業(サービス)の実施後に履行を確認しなければ支払うことができないため、サービスを受ける毎にその対価として利用料を支払うものとする。</p> <p>支払方法の例外については、事前に区の承認を受けた上で、右記の基準を遵守すること。</p>	<p>(1) 回数券方式は、サービスを提供していない段階で支払うことになるため原則認めないが、例外として、1回500円以下(税抜)で設定された「親子つどいの場(場の提供)」のサービスについてのみ、区が内容確認した上で「利用カード」方式を認める。</p> <p>(2) 一時保育や体験型保育など、事後に月末まとめて支払うことは認める。</p> <p>(3) 例外として前払いできる場合                      ① 席の確保の必要性のある演劇やイベントなどは、前売りを認める。                      ② 連続で実施しないと成立しない講座などについては、1セット、1グループ分を1回目に支払うことを認める。                      ③ 各種教室で月謝が原則となっているプログラムについては、前月末に支払うことを認める。                      ④ <b>直接対面することのないオンラインサービスについては利用料の前払い確認後のサービス提供も認める。</b></p> <p>(4) 短期宿泊による産後ケアの利用上限額は1日を単位として設定する。(例:1泊2日の場合は2日と数える。)</p> <p>※応援券は、下記の理由から郵送による支払いは認めない。<b>ただし、オンラインサービスについては事由別基準8のとおり特例を設ける。</b>                      ① 表紙に記載された子どもや妊婦の名前を確認する必要があるため、冊子から切り離さないとしていること。                      ② 事業者と利用者が相互に確認したうえで、受け取る必要があること。</p> <p>※前払い方式の場合は、キャンセル時や中止になった時にトラブルにならないよう、利用者への説明は十分に行うこと。また、キャンセルの対応は、応援券での返却もしくはサービスの振り替えとし、現金での返却は不可とする。</p>
2	材料費	<p>応援券で物品の購入は認めないが、サービスを実施するうえで必要な教材費等の物品については、右記基準の範囲内で材料費として応援券が利用できる。</p>	<p>(1) 材料費とは、下記のことをいう。                      ① サービスを行う上で使用する消耗品                      例)教材費(教室内で使用するものに限る)・折り紙・花など                      ② サービスで使用する物品の製作経費                      例) 製本代、撮影した写真でのものづくり講座の撮影経費など                      ③ 家庭で使用する教材は応援券の利用対象とならない。</p> <p>(2) 材料費は、子ども1人又は親子1組あたり、利用料金のうち3分の1以下とし、事前に区の承認を受けていること。</p>

番号	項目	考え方	基準
3	飲食費の考え方	「子どもを預かるサービス」の保育や託児に伴う昼食代やおやつ代、「日帰り産後ケア」及び「短期宿泊による産後ケア」で提供される食事代のみを飲食費として承認する。ただし、右記の場合について、例外的に承認する。	【例外として認められる飲食費は以下の3つの条件をすべて満たすこと】 (1) 親も子ども楽しむ地域イベントであり、お菓子等の代金がイベントに組み込まれていること。 (2) 飲食費が親子1組(応援券対象児の兄弟姉妹含む)につき、1回あたり300円(税抜)を超えない範囲で設定されていること。 (3) 飲食費の支払に応援券が300円(税抜)以上使用されることがないよう事業者が管理できること。
4	出張のサービス	応援券サービスは、特定の個人や団体を対象とせず、広く誰でも参加できることが条件である。 そのため、出張で講座、公演等のプログラムを実施する場合は、その依頼先の企画の対象者を確認することを条件に承認する。 確認する内容は、右記のとおりとする。	【事業者が出張サービスを請負う時の確認事項】 依頼先の企画が、特定の個人や団体を対象とせず、広く参加者を募集しているものであること。具体的な事例は次のとおり。 ○ 保育園等の父母会主催であっても、地域の人を受け入れる企画及び体制のものは可。 ○ 少人数のグループの主催であっても、主催するグループのメンバーだけでなく、参加者を募集しているもの(参加人数は3人以上)は可。 ○ 幼稚園の父母会などの謝恩会やグループなどで、参加者が固定し新しい参加者を受け入れられないものは不可。
5	写真撮影付のプログラム	写真撮影付のプログラムで応援券が利用できるのは、写真を材料としたものづくりの親子講座とする。 親のみを対象とした撮影の講座・応援券サービスを実施している様子を撮影する経費については、応援券は利用できない。 考え方については、右記基準のとおり。	【応援券が利用できるサービス】 ○ 撮影した写真を材料としたものづくりの親子講座 対象の子どもは、ものづくりに無理がない年齢であること。 写真撮影にかかる経費については材料費とみなすため、事由別基準3の材料費考え方の範囲内で承認する。 【応援券が利用できないサービス】 ○ 親のみを対象とした撮影講座 上手に子どもを撮影するための、親を対象とした写真の手法を学ぶ講座は、技術向上の要素が強いため、子育て講座として認められないため不可。 ○ 単なる子どもの撮影交流会 お昼寝アートなどの単に子どもを撮影するのみのサービスは、その後に写真を材料とした親子のものづくり交流がないため不可。 ○ 応援券サービスとして実施している様子を撮影する経費 ベビーマッサージやベビーヨガなどに参加している様子を撮影するサービスについては、単なる撮影経費のため、応援券は不可。
6	娯楽施設でのサービス	カラオケボックス等の娯楽施設で、施設の本来業務を実施する場合は、応援券は利用できない。 考え方については、右記基準のとおり。	カラオケボックス等の娯楽施設が備えている娯楽内容を、そのまま応援券サービスとして実施することは、単なる利用料金の支払いのため応援券の利用は不可とする。 ただし、娯楽施設が本来業務として行っているものでなく、それ以外の応援券の審査基準を満たしたプログラムを提供する場合は、区の承認があれば可とする。

番号	項目	考え方	基準
7	送迎サービス・移送サービス	応援券事業として認める移送サービス	<p><b>【障害のある子どもの移送サービス】</b></p> <p>(1) 福祉有償運送登録による移送サービスのうち杉並区福祉有償運営協議会の協議において合意された内容であり、運輸支局長等の行う登録を受けた対象者とサービス内容であること。</p> <p>(2) 子どもの預かりや家事・身辺援助を提供する事業者が、運送に対する対価を求めないサービスであること。送迎代金が別料金であるもの、送迎ありとなしの料金が別立てのもの、送迎だけのサービスを行うものは不可。</p>
108	オンラインサービス	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染予防の観点から新たにオンラインにサービス提供を導入する。</p> <p>対象とする事業者は、子育て応援券サービス提供事業者で、自主事業でオンラインサービスの提供実績がある事業者とする。</p> <p>考え方については、右記基準のとおり。</p>	<p><b>【オンラインの対象とするサービス】</b></p> <p>○子育て相談やカウンセリングなどの1対1で行うサービスや各種講座など、オンラインでも成立するサービス。</p> <p>※親や子ども自体に施術等が必要なサービスや地域イベント等は対象外とする。</p> <p><b>【応援券の受け取り方】</b></p> <p>直接対面することがないオンラインサービスにおいては、以下のとおり取り扱うこととし、利用者と事業者間で応援券の受け取り時にトラブルが生じないように注意する。</p> <p>① オンラインサービスに限り、郵送での受け取りを可とする。ただし、金券を扱うことができる追跡可能な郵送方法（一般書留、簡易書留、ゆうパック、レターパック）とする。</p> <p>② 利用者は応援券表紙のコピーと利用する応援券を同封し、名前と応援券番号が確認できる状態で郵送する。</p> <p>③ サービス提供事業者は応援券表紙のコピーに記載された名前と応援券番号を、同封の応援券の番号と照合し、利用者の券であることを確認する。</p> <p>④ 応援券表紙コピーが不鮮明、疑義等ある場合は、事業者は区へ確認すること。</p> <p><b>【オンラインサービス提供時の注意事項】</b></p> <p>① 他のサービス同様、応援券事業はサービス提供事業者と利用者との契約に基づくものであるため、オンラインサービスの提供においても事故に備え保険加入すること。また、オンラインサービスが補償の対象となることを保険会社へ必ず確認し、補償の対象となる保険に加入すること。</p> <p>② サービス提供事業者と利用者の責任の所在を明確にするため、利用者へ事前に利用時の環境などのサービス利用条件及び事故発生時の保険の補償範囲について説明すること。</p> <p><b>【オンラインサービスの提供ツール】</b></p> <p>① Zoomなどのオンライン会議ツール</p> <p>② LINE等のビデオ電話（1対1の相談業務のみ）</p> <p><b>【オンラインサービス提供の実態確認】</b></p> <p>実施したサービスは実績報告を区へ提出すること。</p>